

身体的拘束等適正化のための指針

株式会社とやまヒューマンサービス

●施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

- ・私達は身体拘束廃止に向けて最大限の努力をおこなわなければならない。
- ・私達は身体拘束ゼロ及びサービスの質の向上を目指して実績を蓄積しなければならない。
- ・私達は自信を持って提供できるサービスを目指し、組織をあげて身体拘束廃止に取り組まなければならない。

1. 身体拘束は廃止すべきものである。
2. 廃止に向けて常に努力をおこなわなければならない。
3. 安易に「やむを得ない」で身体拘束をおこなわない。
4. 身体拘束を許容する考え方は止めるべきである。
5. 全員の強い意志で「チャレンジ」をする。(ケアの本質を考える)
6. 創意工夫を忘れない。
7. 利用者の人権を一番に考慮すること。
8. 福祉のサービスの提供に誇りと自信を持つこと。
9. 身体拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じること。
10. やむを得ない場合利用者・家族の方に対する十分な説明をもって身体拘束をおこなうこと。
11. 身体拘束をおこなった場合、常に廃止をする努力を怠らないこと。
(常に「0」を目指すこと)

●身体拘束適正化検討委員会その他組織に関する事項

- ・身体拘束を適正化することを目的として、「身体拘束適正化委員会」を設置する。
〈委員の構成〉
「富山事業部」社長・富山事業部長・各事業所管理者
「上市事業部」社長・上市事業部長・各事業所管理者
- ・身体拘束適正化委員会は3ヵ月に一回以上開催し、次のことを検討する。
 - ①高齢者虐待・身体的拘束等に関する規定及びマニュアル等の見直し。
 - ②発生した「身体拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正におこなわれているかを確認する。
 - ③虐待又は身体拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
 - ④教育研修の企画・実施
 - ⑤日常的ケアを見直し、利用者に対して人として尊厳のあるケアがおこなわれているかを検討する。

●身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- ・新人採用時には、身体的拘束の研修を実施する。
- ・定期的な教育・研修(年2回)の実施。

●身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

- ・本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束をおこなわなければならない場合、以下の手順に従って実施する。

〈身体拘束禁止の対象となる具体的な行為〉

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵や壁で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のカテーテルを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のカテーテルを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行為を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることが出来ない居室などに隔離する。

1. カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化委員会を中心として、各事業所の代表者が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束をおこなうことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて確認する。

カンファレンスで確認した内容を身体拘束適正化委員会に報告し、身体拘束をおこなう選択をした場合は、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間などについて検討し、本人、家族に対する同意書を作成する。

2. 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

また身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者本人・家族等と締結した内容と方向性及び利用者の状態を確認説明し、同意を得た上で実施する。

3. 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務づけられており、専用の様式を用いて、その対応及び時間・日々の心身の状態などを観察・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録は5年間保存、行政担当部局の指導監査がおこなわれる際に掲示できるようにする。

4. 拘束の解除

記録と身体拘束適正化委員会での再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、本人、家族に報告する。

●利用者・入居者等に対する当該指針の閲覧

当指針については、利用・入居契約時に説明させていただくとともに、利用者本人・家族の要望に応じ、いつでも閲覧することができます。

また身体拘束に関する記録については、対象利用者ご本人又はそのご家族からの請求があれば開示します。

参考資料

●切迫性

利用者本人又は、他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

※「切迫性」の判断をおこなう場合には、身体拘束をおこなうことにより本人の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体的拘束をおこなうことが必要となる程度まで利用者本人等生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要がある。

●非代替性

身体的拘束その他の行動制限をおこなう以外に代替する介護方法がないこと。

※「非代替性」の判断をおこなう場合には、いかなる場合でも、まずは身体的拘束をおこなわずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から他の代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限のすくない方法によりおこなわなければならない。

●一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※「一時性」の判断をおこなう場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束的時間を想定する必要がある。